

一般財団法人 犬猫生活福祉財団
スペイククリニック設置運営規程

制 定 日	2022年7月21日
施 行 日	2022年7月21日

スペイクリニック設置運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人犬猫生活福祉財団（以下「当法人」という。）定款第4条第1項第3号所定の動物病院の設置運営事業に関し、当法人が設置運営するスペイクリニック（以下「本クリニック」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事 業)

第2条 本クリニックは、適切に動物福祉が確保された状況にない犬猫の発生を防ぎ、あらゆる犬猫が適切に動物福祉が確保された状況で飼育される状態を目指すとともに、公衆衛生の向上を図る見地から、犬猫の診療を行うものとし、具体的には次に掲げる事業を実施する。

- ① 不妊去勢手術、ワクチン接種、駆虫、耳カット、抗生物質投与、ウイルス検査、便検査、伝染病検査等の獣医療行為
- ② 当法人の設置する犬猫保護施設（以下「保護施設」という。）において保護されている犬猫の診察及び健康管理
- ③ その他前各号に付随する事業

(人 員)

第3条 本クリニックに、原則として、次に掲げる者を置き、各者は、当該各号に定める職務を掌る。

- ① 獣医師
不妊去勢手術等の診療行為、診察、健康管理等を行う。
- ② 愛玩動物看護師
獣医師を補助し、獣医師の指示に従い健康管理等を行う。
- ③ その他必要な職員
本クリニックの指定する事務等を行う。

(施 設)

第4条 本クリニックには、診察室を設置し、同診察室において第2条第1号に規定する事業を行う。

- 2 本クリニックは、迅速かつ機動的に診療を実施するため、不妊去勢手術及び診療を行う機能を備えた車両を保有し、同車両においても第2条第1号に規定する事業を行う。
- 3 保護施設においては、第2条第2号に規定する事業を行う。

(診療の手續)

第5条 第2条第1号に掲げる獣医療行為を受けようとする者は、理事長が別に定めるところに従いこれを申し込むものとし、診療当日は、診療を要する犬猫を同伴するものとする。

(診療料金)

第6条 診療料金は、理事長が別に定める。この場合において、理事長は、本クリニックの実施する事業の公益性に照らし、広く診療の機会が得られるように、合理的な範囲内で低廉な額を設定しなければならない。

2 診療料金は、診療を申し込んだ者から、診療を実施した都度徴収する。

(法令の遵守)

第7条 本クリニックの運営に関してこの規程に定めのない事項は、すべて、獣医師法（昭和24年法律第186号）その他の関係法令を遵守して行うものとする。

(細 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本クリニックの組織及び運営に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、2022年7月21日から施行する（2022年7月21日理事会議決）。